

地方自治法の規定に基づき定期監査等を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第 23 条の規定により、次のとおり公表する。

令和 2 年 10 月 26 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 城 丸 秀 高

#### 1 監査の実施期間

令和 2 年 8 月 31 日(月)から令和 2 年 10 月 26 日(月)まで

#### 2 監査の対象部課等

行政経営部税務課、教育部文化課

#### 3 監査の対象及び範囲

行政経営部税務課及び教育部文化課の所管業務のうち、主として前回の定期監査実施基準日の翌日から令和 2 年 6 月までの財務等に関する事務事業の執行について

#### 4 監査の方法

今回の監査に当たっては、財務事務が法律、条例、規則等に則り適正に執行されているか、市の事務が合理的かつ効率的に執行されているか等を主眼として実施し、関係書類を全部又は一部を抽出により検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取しました。

#### 5 監査の着眼項目

今回の監査は、財務に関する事務執行の定期監査に加え行政事務全般について、適正かつ効率的、有効的に執行されているか否かの観点から行う行政監査も併せて行いましたが、主に次のような点について着目し実施しました。

- ① 予算執行が計画的かつ効果的に行われているか。
- ② 事務事業の執行及び管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。
- ③ 事務の執行は経済性、効率性、有効性が考慮されかつ合規的に行われている

か。

- ④ 事務の決裁が適正に行われているか。
- ⑤ 各種の帳簿、証拠書類の記載内容等に整合性はあるか。
- ⑥ 収納した現金の管理が適正に行われているか。
- ⑦ 文書の管理が適正に行われているか。
- ⑧ 補助金が要綱等に則り、適正に執行されているか。
- ⑨ 委託業務等に係る契約事務が適正に行われているか。
- ⑩ 指摘事項及び注意事項は、是正又は改善がされているか。

## 6 監査の結果

一部において予算の執行、収入・支出事務及び資産管理等に直ちに是正及び改善を要する事項がありました。

この内、別添のとおり 6 件について文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正に処理を行うよう求めました。

## 検討改善事項

### (税務課)

#### 1 事務決裁について（局長指摘事項）

飯塚市事務決裁規程別表第1によると、「(13)市税の非課税及び課税免除に関すること。」は、行政経営部長専決事項と規定されている。しかしながら、商品であって使用しない軽自動車等にかかる軽自動車税（種別割）の課税免除について、課長が決裁を行っていた。

早急に決裁を取り直すとともに、今後は同規程を遵守し、適切に処理すること。

#### 2 生活改善指導業務委託契約について（局長指摘事項）

ファイナンシャルプランニング生活改善指導業務委託契約において、仕様書に「年間の相談回数12回のうち6回までは、ファイナンシャルプランニング技能士資格2級以上の者が相談業務を行うもの」と規定している。しかしながら、令和元年度において、2級以上の者の相談業務は5回しか行われていなかった。

資格要件が必要なものであれば、業務履行の際、資格について確認を徹底すること。

#### 3 入湯税について（局長指摘事項）

飯塚市市税条例第145条第3項では、「特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びこの納入金を納入書によって納入しなければならない。」と規定されているが、令和2年4月以降に提出された申告書には日付の記載がなく、15日を過ぎて提出されていた。

当該事項は前回の監査においても同様の指摘をしており、指導が徹底されていない。特別徴収義務者への指導を更に徹底し、条例に則った事務処理を行うこと。

#### 4 伝票の切り分けについて（局長指摘事項）

飯塚市契約事務取扱要領では、印刷製本費（一伝票3万円以上10万円未満の場合）は、3者以上の見積書を徴収し、見積比較をすることと定められている。

しかしながら、同一時期に発注した物品で一伝票が3万円未満の複数の請求書により、伝票を切り分けて支払いを行っていたものがあり、適切な価格で執行されたものか疑義が生じる。

これは、意図的に3万円未満に伝票を切り分けるため行った行為であると思料される

ため、今後は適切な事務処理を行うこと。

(品目等)	(伝票金額)	(納品日)	(請求日)	(伝票番号)
① ヘッダーカード(OCR専用紙)500枚	28,325円	2/28	3/25	No.947208
② ヘッダーカード(OCR専用紙)500枚	28,325円	3/31	3/31	No.947209

## (文化課)

### 1 市有土地使用料(旧伊藤伝右衛門邸内自動販売機設置)について(局長指摘事項)

旧伊藤伝右衛門邸内自動販売機設置に係る市有土地使用について、平成29年4月1日から令和4年3月31日を期間とし使用を許可している。使用料については、飯塚市行政財産使用料条例別表第1で、「当該行政財産の管理者が備えている行政財産台帳の台帳価格に1,000分の60を乗じて得た額」と定められているが、使用期間更新の際、額の見直しを行わず更新前のまま徴収していた。

早急に見直しを行い、適正な金額を徴収すること。

### 2 草刈り等委託について(局長指摘事項)

飯塚市歴史資料館の草刈り等委託について、仕様書では年3回の草刈りを実施し、各期間の業務完了後に作業報告書を提出すると定めているが、2回目業務完了後の作業報告書が提出されていなかった。

作業報告書の提出については、委託業務の履行確認の重要な書類であるため、今後、提出の確認を徹底すること。